

# 平成 17 年第 7 回臨時会

招集年月日 平成 17 年 11 月 28 日  
招集の場所 江田島市議会議場

## 会 議 録 目 次

出席・欠席議員	1
本会議に説明のため出席した者の職氏名	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会・開議（10時00分）	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について	5
議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について	9
議案第143号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について	11
議案第144号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第4号）	12
閉会（10時52分）	14

11月28日(月) 午前10時開議

出席議員

1番	越 野 哲 也	2番	野 崎 剛 睦
3番	前 田 鎮 夫	4番	胡 子 雅 信
5番	林 久 光	6番	住 岡 淳 一
7番	山 根 啓 志	8番	胡 子 勝 弘
9番	登 地 靖 徳	10番	浜 西 金 満
11番	山 本 一 也	12番	石 下 洋 子
13番	大 越 保 之	14番	吉 岡 憲 伸
15番	新 家 勇 二	16番	鎌 田 哲 彰
17番	山 木 信 勝	18番	下河内 泰
19番	太刀掛 隼 則	20番	扇 谷 照 義
21番	小 西 俊 明	22番	沖 也 寸志
23番	伊 藤 一 志	25番	上 田 正
26番	田 中 達 美		

欠席議員

24番 西 中 克 弘

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	横杉 哲治	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	吉田 茂
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
大柿支所長	川本 恒子	沖美支所長	大越 次人
総務課長	酒永 光夫	財務課長	後川 正博
企画振興課長 兼情報政策課長	空田 賢治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	土手 三生
議事調査係長	横手 乃文

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

- の一部を改正する条例案について
- 日程第5 議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第6 議案第143号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第7 議案第144号 平成17年度江田島市一般会計補正予算(第4号)

午前10時00分 開会（開議）

議長（田中達美君） ただ今の出席議員は25名でございます。  
西中議員から欠席の連絡が入っております。  
定足数に達しておりますので、これより平成17年第7回江田島市議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

#### 日程第1 諸般の報告

議長（田中達美君） 日程第1「諸般の報告」を行います。  
曾根市長から報告事項がありますので、市長より報告していただきます。  
曾根市長。  
市長（曾根 薫君） おはようございます。  
第7回江田島市議会臨時会を招集しました本日、議員諸公には、1名欠席でございますけれども、25名のご出席をいただきました。  
また、市民の方々には、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。  
市政報告に先立ちまして、議事日程にはございませんが、ご報告を一つほど申し上げます。  
去る11月11日未明、前本市議会議員の道口昭信氏が、病気のため死去されました。享年76歳でございます。  
道口氏は、平成3年江田島町議会議員に初当選をされて以来4期連続当選。昨年11月1日に合併した後は、本市議会議員として活躍をされました。改めて生前の本市発展に対するご尽力に深く敬意を表しますとともに、ご冥福を心からお祈りを申し上げます。  
それでは、11月8日、第6回の議会後の主な事柄について5項目申し上げます。  
その一つは、岩国基地NLP移転計画反対期成同盟による行政活動についてでございます。11月9日・10日の両日、関係省庁に対する米海兵隊岩国基地への空母艦載機移転を含む在日米軍再編の中間報告の計画撤回を求める要請活動のため、津山助役を上京させました。  
要請活動では、廿日市市・大竹市の首長及び議長並びに広島市の担当者と共に、本市及び廿日市市の住民約11万人の反対署名を携え、文部科学大臣・外務省北米局長・防衛庁副長官及び防衛施設庁施設部長並びに地元選出国會議員に要請書を手渡しをしました。騒音被害の拡大や生態系の破壊等につながる計画は、絶対容認できない旨を強く訴えてまいりました。なお、来月2日には、本市の約2万人余のさらなる反対署名を提出いただけると伺っております。  
その2は、生活安全協議会の開催についてでございます。  
11月25日市役所会議室におきまして、第1回生活安全協議会を開催しました。この協議会は、地域の安全活動等の推進をするために組織したもので、市長を会長に、江田島警察署・江能地区地域安全推進員・防犯連合会・自治組織・老人クラブ及び女性会連合会の代表者で構成をしております。

会議では、今年度の実施状況及び計画案の報告をした後、廃屋対策について協議していただきました。財産権、プライバシー等の課題もありますが、まず可能な限りの実態把握から行うことになりました。今後も、市民の生活安全のための諸活動に努めてまいります。

その3は、戦没者追悼式についてでございます。

11月25日、市農村環境改善センターで開催しました。多数の御霊が眠る戦没者の霊の前に、遺族や市内外からの来賓など約200人の参列を賜り、戦没者のご冥福を祈り、恒久平和を誓い合いました。

その4、各種定期総会等への出席についてでございます。

このことについて、別紙のとおり開催され、市長・助役・教育長、または関係部長が出席をいたしました。

5番目は、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約をいたしましたので報告いたします。

以上で終わります。

議長（田中達美君） 教育長。

教育長（正井嘉明君） 先ほど議長のお話しの中にもありましたように、ご承知のとおり去る11月22日の火曜日に、矢野西小学校の女子児童が殺害されるというショッキングなニュースが報道されましたが、いまだ犯人は逮捕されておりません。

江田島市内におきましても、11月22日・23日に小・中学校に不審な電話が家庭の方に入っており、大変心配をしております。これを受けて、江田島市教育委員会としましては、11月24日に臨時校長会を開催し、江田島警察の遠藤刑事課長、里田係長の指導のもとに、子どもの安全確保の徹底を図るように指示したところでございます。

具体的には、次の11月25日から安全指導の強化週間として位置づけ、小・中学校の取り組み計画を提出させ、現在緊張感のある取り組みを実施しているところでございます。

言うまでもなく、子どもの安全確保のためには、家庭・学校・地域が一体となった、まさに地域ぐるみの取り組みが必要でございます。今後とも、連携を密にしながら子どもたちの安全確保のためには、最大限の努力をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（田中達美君） 以上で市政報告を終わります。

次に、議長報告をいたします。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成17年8月及び9月に係る例月出納検査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（田中達美君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 前田鎮夫議員、4番 胡子雅信議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

議長（田中達美君） 日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。

### 日程第4 議案第141号

議長（田中達美君） 日程第4「議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） ただ今上程になりました「議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。提案理由は、議員の報酬額について江田島市特別職報酬等審議会へ諮問をし、この答申がありましたのでこれに基づき改定したいこと。並びに、本市一般職の職員の給与について、国家公務員に準じて改定することとしたため、現行条例の一部を改正する必要があると認めますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定によりまして、市議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

内容につきましては、総務部長をして、説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案です。

内容は、市議会議員の報酬を類似団体（大竹市・安芸高田市・竹原市・因島市）の各市並みに引き上げるものです。

その理由は、役務の対価として与えられるもので、類似団体との比較や市議会議員にふさわしい報酬を支給する目的からです。併せて、国家公務員の給与について、「人事院勧告」がなされました。その内容の一部、すなわち期末・勤勉手当の支給率を一部引き上げる旨勧告がなされましたので、それに基づいて議員の期末手当について改定するものでございます。

3ページをお開きください。

条例改正案新旧対照表によって説明いたします。

第2条（報酬の額）の改定でございます。アンダーラインの部分が改まる所です。第1号・第2号・第3号と、それぞれ改定いたします。

第5条（期末手当）の改定です。

同様にアンダーラインの部分が改まる所です。100分の170を100分の175と、0.05カ月分増額となります。

2ページにお戻りください。

江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。先ほど申し上げましたとおり、第2条・第5条の改正分です。附則といたしまして、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から施行し、改正後の第2条の規定は平成17年11月1日から適用するというものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 議員の報酬は、市民にとりましても大変関心の高いものだと思うわけですが、今回のこの76,000円ですかね、議員の場合。これだけ引き上げるといってありますが、今の説明によりますと、類似団体と同じような報酬にしたということですが、類似団体の安芸高田市・大竹・竹原ですか、その定数の総額とこの引き上げによる江田島市の報酬並びに期末手当ですかね、その総額はどれくらいの差があるのか。

議長（田中達美君） 酒永総務課長。

総務課長（酒永光夫君） 類似団体の大竹市・竹原市・安芸高田市・因島市の議員定数でございますが、大竹市は18人、竹原市は18人、安芸高田市は22人、因島市20人、本市26人でございます。

それぞれの4市の平均の議員報酬・議長報酬でございますが、議員報酬につきましては350,000円、4市平均がです。副議長報酬388,000円、議長報酬440,750円となっております。ちなみに、改定前の江田島市については、議員報酬196,000円、副議長報酬214,000円、議長報酬258,000円でございます。総額ということでございますが、本市議員報酬270,000円で、定数で計算した場合に、総額報酬等も合わせまして、112,000千円となります。

議員定数の53名で算出しますと、165,342千円となるものでございますが、それに比べまして52,000千円の減少ということになっております。

よろしいでしょうか。

議長（田中達美君） 山木議員。

17番（山木信勝君） 私が聞いたのは、類似団体の年間の総額と江田島市の総額、期末手当も含めた金額をお伺いしたんです。

議長（田中達美君） しばらく休憩いたします。 （休憩 10時19分）

休憩を解いて会議を続けます。 （再開 10時21分）

ほかに質問ありませんか。

越野議員。

1番（越野哲也君） 今の類似の団体ということがあったんですけども、類似の団体の設定のところだと人口が近いということでお聞きしとるわけですけども、実際にちょっと1年ぐらい古いかもわかりませんが、広島県に出てる統計資料見ますと、市町村内の総生産とか、財政力指数とか見ますと、特に大竹・竹原とは大きな開きがあると思うんです。比較する団体を間違っているんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 見方はいろいろあろうと思います。一つの考え方として、人口の規模であるとか、そういった財政力指数、いったようなものが一つの基準となるということでございますので、いろいろ見方はあろうと思いますので、そこらのところは。ただ、同じような部分で全く同じ団体というのは、なかなか難しいんでなかろうかと思えます。

以上です。

議長（田中達美君） 越野議員。

1番（越野哲也君） 私、人口だけで今回やられたんじゃないかということで、財政、総生産の規模ですね、同じ市でも人口が同じでも個々の類似のものが違うと思うんです。ですから、今市民が給料が上がるということに対して、非常に関心を持っておると思うんです。ですから、十分説明のつくような、こういう形で類似団体を決めて、こういう額が算定されたというのをきちっと出すべきじゃないかと思うんですけれども。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曽根 薫君） 1番議員にお答えいたします。

この議員の報酬というのは、ご存じのように基準というものがありません。したがって、よく似通った団体との比較というのがまず考えられるということ。そうして、県内の市としてのあり方を我々は把握をしながら、もちろんおっしゃるように人口もありましょう。財政規模もございましょう。そして、エリア、つまりその市全体を見回したエリアがどの程度のものかというふうないろんな要素がありまして、私どもは案をつくるときにはそういったものを引き出しながら比較検討をしたのが、今総務部長が言った類似市の比較ということでございます。

そして、絶対的な基準がないものですから、適正な額はどうかということになりますので、これについては、私どもが試算をしたものを報酬審議会へ提案をしました。そして、何と言っても、ご存じのように10月16日に26人が選抜かれて、小選挙区制として選ばれながらも今後は江田島市全体のあり方を問われる議会活動、活発な議会活動が捧げられるということで、他の市のほうの状況も把握をしながら、これが適正な額かなということを出してみました。

したがって、それぞれの市のあり方というものは、それぞれやはり独自性があります。自主性があります。ですから、江田島市の場合は、結構集落が点在をしております、広範囲な活動を余儀なくされます。ということ等も含めながら、考えたのがこの比較案でございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

下河内議員。

18番（下河内泰君） ちょっとお伺いしますが、類似団体の大竹・竹原・安芸高田・因島、これの議員定数は18、18、22、20ですね。それに実は報酬月額が370,000円、355,000円、325,000円、350,000円とありますね。これらを多分掛け合わせて、そして平均値を出されたんじゃないかと思う。この270,000円という数字は。だから、この270,000円という数字を出された根拠ですね、多分報酬審議会で議論されて、その資料があると思うんですが、その根拠をひとつ教えてください。

と言いますのは、実は僕がちょっと計算してみますと、この4つの市の議員定数と報酬



月額を掛け合わせて、それを26で割りまして、すなわち26人とした場合に平均どの程度になるのかという数字を出しますと、実は261,000円ぐらいになるんです。そうすると、270,000円というのは少し高いんじゃないかという感じがするので、その資料を見せてほしい。お願いします。

議長(田中達美君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) 今の質問ですが、350,000円を今26人いらっしゃいます。それを分母として分子を、これは我々が考えた数字なんです、今後の議員の定数を20と仮定した場合に、分子のほう20とした場合に、26分の20という算式になったわけです。平均値が350,000円ですから、350,000円掛けることの26分の20と、そうしますと、269,230円となります。270,000円アバウトですが、ということで、一般の議員の方については、270,000円という数字を諮問したところでございます。

議長(田中達美君) 下河内議員。

18番(下河内泰君) 実は、僕は計算したのは、それぞれの大竹・竹原・安芸高田・因島、それぞれの議員定数と報酬月額を掛け合わせますと、その市の月額の金額が出てくるわけです。それらを実は一応26に平たく並べまして、それを実は4で割ってやる。そうすると、実は平均した数値が出てくるわけです。それで出すと実は261,000円ぐらいになるんです。その350,000円という平均の数字でなしに、それぞれの市の議員定数と報酬月額かけて、そして26で割って、またなおかつ4で割ってやるとするのが実は平均値の出し方やないかと思うんですが、どうですか。

議長(田中達美君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) それは、いろいろあると思います。今先ほど市長が言いましたように、各市の報酬審議会でそれぞれの数値を出されておるわけでございますので、それをトータルしてそれを足して4で割るというのも、ちょっと一つの見方としては乱暴なんじゃないかなと思うまして、我々は一つ一つの数字を出して、370,000、355,000円、325,000円、350,000という数字をそれぞれ拾い上げて4で割った数字を出させてもらって、350,000円という基礎数字にしたわけでございます。

議長(田中達美君) 下河内議員。

18番(下河内泰君) 実は、今江田島市の財政の状況は、非常に厳しいわけです。それで、私は議員みずからが経費の節減に努めるという考え方で、できるだけ報酬月額も下げて、経費の支出を下げていくんだという考え方で私はするべきだと思うんです。それで、その計算のやり方も今田口総務部長が言われたように、平均の350,000円を26で割って云々というよりか、個々の市の毎月の支出金額を26に並べた場合に、どのようになるかということを出して、そして平均値を出すのが私は妥当だと思うんです。

それで、議長、もしも必要であれば、僕ここで計算した資料あるんですが、これを皆さんに配布することを許可してもらえますか。

議長(田中達美君) それはまたあとから配ってください。

酒永総務課長。

総務課長(酒永光夫君) 何ぶん今あせて出しましたので正確な数値とは申しませんが、大竹市の総額が116,260千円、竹原市の総額が112,570千円、安芸高田市の総額が115,410千円、因島市の総額が123,533千円、本市この条例案どおりでいきますと、総額が112,413千円となります。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

石下議員。

12番（石下洋子君） 江田島市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対します。

その理由は、江田島市の財政が非常に厳しい状況にあること。市の職員の給料の引き下げが予定されていること。介護保険の利用料、医療費の自己負担増など、住民の福祉サービスが切り下げられていること。そして、この報酬の改定について、住民の賛同が得られていないと思われることなどです。

議員の報酬については、いろいろな考えがあると思います。ある程度の報酬が保障されないと、若い人が議員になれないということもありますので、低いほうがよいとばかりは言えませんが、何より住民の賛同を得られるものでなければならぬと思います。もう少し時間をかけて、住民の皆さんに議論をいただいて決定するのがよいのではないかと思います。当面は、現状のままだと思います。

以上の理由で、この議案に反対いたします。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

太刀掛議員。

19番（太刀掛隼則君） ただ今提出されております議員の報酬について、賛成意見を述べます。

高いとか低いとか、異論はあると思います。報酬は我々議員の対価であります。報酬審議会の答申案どおり賛成するものであります。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第141号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第142号

議長（田中達美君） 日程第5「議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

市長（曾根 薫君） ただ今上程になりました「議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でござ

います。

本市一般職の職員の給与について、国家公務員に準じて改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があると認めますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして、説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案です。

これは、特別職（市長・助役・収入役）の給与については、現下の情勢にかんがみ、「現行のままとする」との諮問案について、報酬審議会ではやむを得ないであろうとの答申をいただき、据え置くことといたしました。

しかし、今般の国家公務員の給与等につきましては、「人事院勧告」で期末・勤勉手当の支給率が引き上げられることになったことに伴う改定でございます。

6ページ、参考資料をお開きください。

新旧対照表で説明を申し上げます。

第4条（通勤手当等）の条文中、アンダーラインの部分、すなわち100分の170を100分の175に改めるものでございます。

5ページにお戻りください。

江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。内容は先ほど述べたとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から）から施行するというものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立のより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第142号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 1 4 3 号

議長（田中達美君） 日程第 6 「議案第 1 4 3 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第 1 4 3 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」でございます。

本市一般職の職員の給与につきまして、国家公務員に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要があると認めますので、地方自治法第 2 0 4 条第 3 項及び第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして、説明申し上げます。

よろしく願います。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 「江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」です。

1 3 ページ、参考資料をお開きください。

「平成 1 7 年給与勧告の骨子」でございます。

主なものといたしまして、今回の改正分、1 番です。官民給与の逆格差 0 . 3 6 % の減でございます。これを解消するため、2 年ぶりの月額給の引き下げ。配偶者に係る扶養手当の引き下げでございます。

それから、期末・勤勉手当、通称ボーナスと言われておる部分ですが、民間の支給割合に見合うよう、引き上げるものでございます。

（ 1 ）として、俸給表の改定。（ 2 ）として、扶養手当を 5 0 0 円引き下げる。（ 3 ）が、ボーナスを 0 . 0 5 カ月引き上げるというものでございます。

実施時期につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施するというものでございます。

次、1 4 ページをお願いいたします。

給与構造の改革でございます。今回これは該当しておりませんが、（ 1 ）として俸給表及び俸給制度の見直しを掲げております。（ 2 ）として、地域手当及び広域異動手当の新設でございます。（ 3 ）が、勤務実績の給与への反映。（ 4 ）、昇給基準の見直し。（ 5 ）が、給与決定のための勤務実績の判定についての改善でございます。

実施時期につきましては、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施を予定しております。なお、給与構造改革に伴う条例改正につきましては、改正内容を検討し、平成 1 8 年 3 月の定例会に提出する予定であることを申し添えます。

条例改正の新旧対照表は、1 2 ページでございます。それから、給与月額と比較表は 1 5 ページに参考資料として添付しております。

1 0 ページにお戻りください。

附則といたしまして、第 1 項、施行期日です。

第 2 項は、職務の級における最高の号給を超える給与月額等の切替え等でございます。

第 3 項、施行日前の異動者の号給等の調整でございます。

第 4 項、職員が受けていた号給等の基礎でございます。

第5項、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

第6項、規則への委任でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） このたびの改正は、給与が下がる下がると言われましても、給与総支出の約34億ありますが、そのうちのわずか1,257千円ということですよ。

そこで、ラスパイレス指数、国家公務員を100とした指数を教えてください。

議長（田中達美君） 酒永総務課長。

総務課長（酒永光夫君） ラスパイレス指数でございますが、江田島市の場合、平成17年度94.3でございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第143号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第143号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第144号

議長（田中達美君） 日程第7「議案第144号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第4号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 議案第144号でございます。

先ほど、議決をいただきました141号 市議会議員の報酬、そして142号 市の特別職の関係、そして143号 市の一般職の職員の給与の条例改正、この3議案議決をいただきましたが、これに基づく補正予算でございます。

平成17年度江田島市一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成17年度江田島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正を規定いたしております。歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ13,202千円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,945,773千円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

内容につきましては、総務部長をして、説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず最初に、お手元に配布しております資料の26ページの議員の数につきまして、52名となっております。これを26名に、誤って記述しておりますので、お手元に正誤表を配布しております。誠に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。主なものは、1款議会費14,300千円余の増額でございます。これは、今回の議員報酬の改定に伴うもので、当初予算では、報酬額が幾らになるのかわからないため、現行の196,000円を26人で掛けた数字を前提として算定し、見込み計上しておりましたが、当該差額分を今回補正するものでございます。

また、2款総務費以下教育費までは、今回の給与改定に係る減額分、1,100千円余りでございます。それぞれ計上いたしました。

2ページにお戻りください。歳入でございます。報酬改定に伴う財源につきましては、報酬審議会の答申を受け、予備費から充当する予定でありましたが、予備費は9月の台風14号の被害復旧に充てるため、充当した結果不足を生じることとなりました。したがって、今回の補正財源は、財政調整基金からの繰入金をして、財源に充てました。以上で、説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 9ページの今言われました財調の取り崩しでありますが、財政調整基金はすごい少なくなっておるわけです。前年度の繰越金、これは6億ぐらいあるんじゃないかと思うんですが、それを使うべきだと思うんですが、どうですか。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 一つの考えとしてそれもあると思います。しかしながら、決算がまだ承認されていない現状でございますので、そこらのところをかんがみまして、今回財政調整基金のほうからそれを充てさせてもらったという考えでありますので、ご理解ください。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第144号 平成17年度江田島市一般会計補正予算(第4号)」についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「議案第144号 平成17年度江田島市一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会

議長(田中達美君) 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成17年第7回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

(閉会 10時52分)